

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六条号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業

務等を定める件（平成十年 大蔵省告示第十四号）

改 正 案

現 行

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号及び同項第四十六条号の規定に基づき、保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を次のように定め、平成十年十二月一日から適用する。

（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付隨し又は関連する業務）

第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六条号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。

一〇六 （略）

七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号及び同項第四十六条号並びに第二百十条の七第一項第二十五号の規定に基づき、保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を次のように定め、平成十年十二月一日から適用する。

（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付隨し又は関連する業務）

第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六条号及び第二百十条の七第一項第二十五号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。

一〇六 （略）

（新設）

八|  
(略)

七|  
(略)